

実験解析業務等標準積算基準書

令和 8年 4月

国立研究開発法人土木研究所

実験解析業務等標準積算基準書

目 次

第1編 総則	1
第1章 総則	1
第1節 適用範囲	1
第2節 積算体系	1
第2章 実験解析業務費の積算	4
第1節 実験解析業務の構成費目	4
1-1 実験準備費	4
1-2 実験解析費	4
第2節 実験準備費	4
2-1 実験準備費(模型、供試体等製作)	4
2-1-1 実験準備原価	4
2-1-1-1 材料費	4
(1) 数量	4
(2) 単価	4
2-1-1-2 労務費	5
(1) 員数	5
(2) 労務単価	5
2-1-1-3 直接経費	6
(1) 特許使用料	6
(2) 水道光熱電力料	6
(3) 機械経費	6
2-1-1-4 諸経費及び端数処理	6
(1) 諸経費	6
(2) 端数処理	6
(3) 注意事項	6
2-1-2 現場経費	7
2-1-2-1 共通仮設費	7
(1) 総則	7
(2) 算定方法	7
(3) 共通仮設費の率分	8
(4) 運搬費	9
(5) 準備費	10
(6) 事業損失防止施設費	11
(7) 安全費	11
(8) 役務費	12
(9) 技術管理費	12
(10) 営繕費	13
2-1-2-2 現場管理費	13
2-1-2-2 現場管理費	13
(1) 労務管理費の項目及び内容	13
(2) 現場管理費の算定	14

(3) 「処分費」の取扱い	14
2-1-2-3 現場発生品及び支給品運搬	15
(1) 適用範囲	15
(2) 積算方法	15
2-1-3 一般管理費等	16
(1) 一般管理費等の項目及び内容 1	16
(2) 一般管理費等の項目及び内容 2	17
(3) 一般管理費等の算定	17
(4) 一般管理費等の補正	17
2-1-4 端数処理	17
(1) 現場経費における端数処理	17
(2) 一般管理費等における端数処理	17
2-2 実験準備費(測量業務)	18
2-2-1 実験準備費(測量業務)	18
2-2-1-1 直接測量費	18
2-2-1-2 諸経費	19
2-2-2 実験準備費(測量業務)の積算	19
2-2-2-1 電子成果品作成費	19
2-2-2-2 諸経費	20
2-3 実験準備費(地質・土質調査業務)	21
2-3-1 実験準備費(地質・土質調査業務)	21
2-3-1-1 直接調査費	21
2-3-1-2 間接調査費	21
2-3-1-3 諸経費	22
2-3-2 実験準備費(地質・土質調査業務)の積算	22
2-3-2-1 電子成果品作成費	22
2-3-2-2 施工管理費	22
2-3-2-3 諸経費	23
第3節 実験解析費	24
3-1 実験解析費	24
3-1-1 直接原価	24
3-1-2 間接原価	24
3-1-3 一般管理費等	24
3-2 実験解析費の積算	25
3-2-1 旅費交通費	25
3-2-2 電子成果品作成費	25
3-2-3 その他原価	26
3-2-4 一般管理費等	26
第4節 消費税相当額	26
第5節 打合せ協議標準歩掛	26
5-1 実験準備(測量業務)	27
5-2 実験準備(地質・土質調査業務)	27
5-3 実験解析	27

第1編 総則

第1章 総則

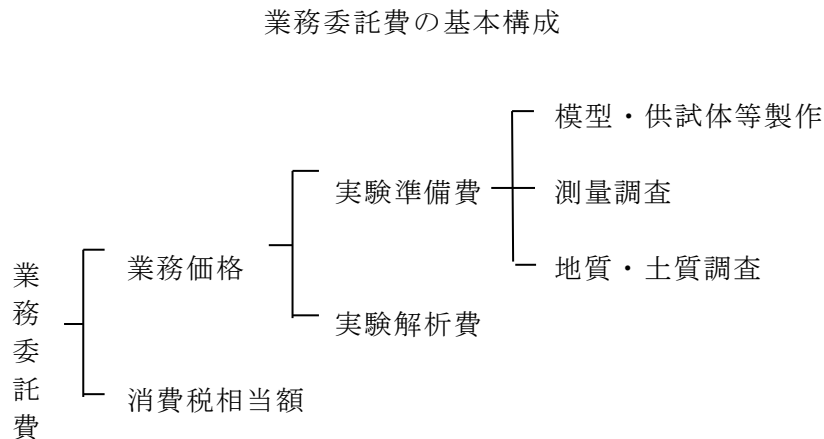
第1節 適用範囲

実験解析業務等標準積算基準書は、国立研究開発法人土木研究所が実施する土木事業に係わる実験、試験及びその解析業務等における業務委託費の積算に適用するものとする。

ただし、この基準書によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

第2節 積算体系

2-1 業務委託費の基本構成



基本構成は、実験準備として、模型・供試体等製作、測量調査、地質・土質調査（いずれかに準ずる業務を含む）を行い、この実験準備に基づき、解析等業務を行う構成とする。

各項目の定義

①模型・供試体等製作

実験等を行う際の模型、供試体等を製作する費用
（工場等での製作を含む）

②測量調査

実験等を行う際の測量調査、水質計測等業務に要する費用

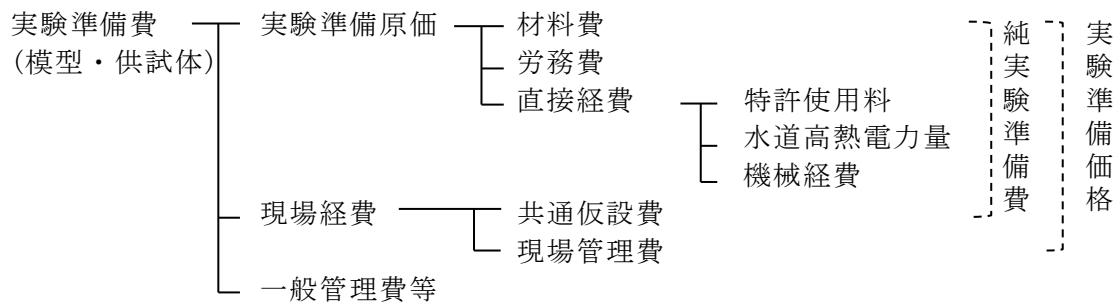
③地質・土質調査

実験等を行う際の地質試験、土質試験、材料試験等業務に要する費用

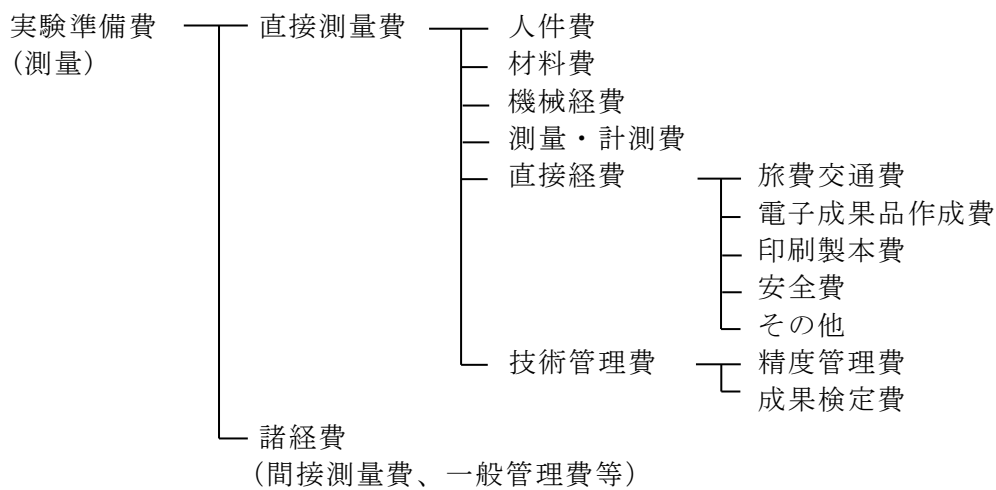
④実験解析費

実験解析業務を行う際の、計画、検討、設計、計測、測定、解析、検討に属する業務に要する費用

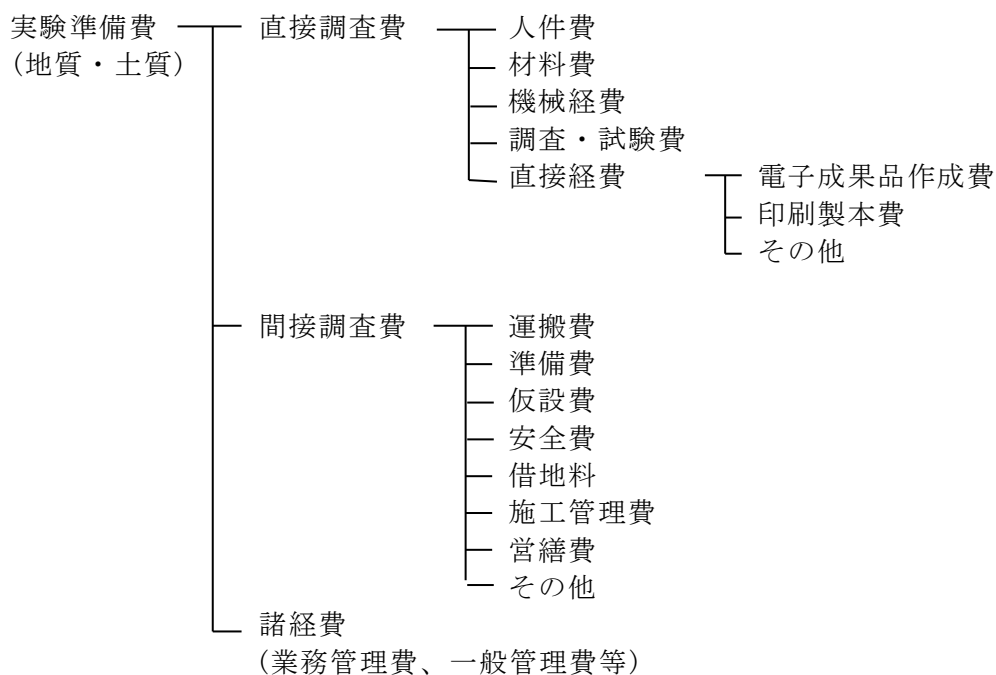
2-2 模型・供試体等製作



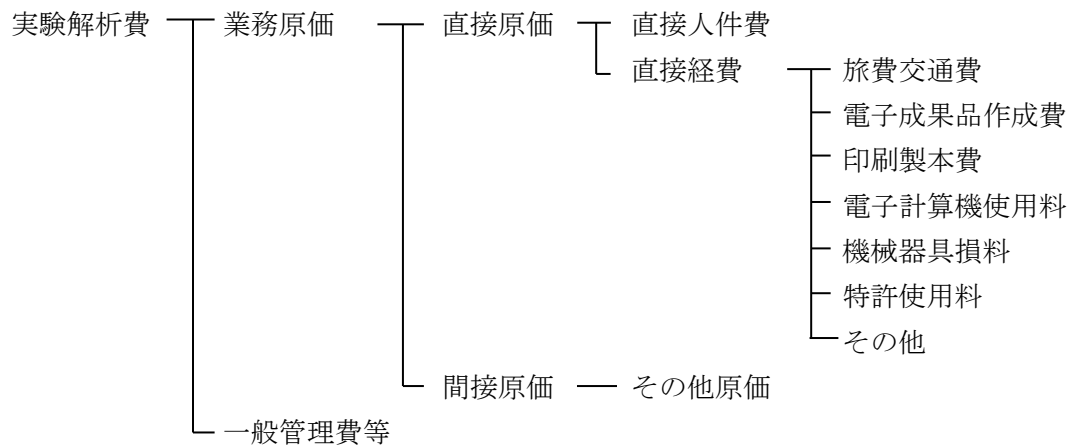
2-3 測量調査



2-4 地質・土質調査



2-5 実験解析費



各構成は、単独業務にも適用できるものとする。

この際、実験準備費、実験解析費という費目は用いず、各基本体系によるものとする。

第2章 実験解析業務費の積算

第1節 実験解析業務の構成費目

1-1 実験準備費

実験準備費とは、実験解析業務を履行するために必要な事前準備のための費用である。実験準備に伴う、計画、検討、設計等設計業務に属する人員の費用については実験解析費に計上するものとする。

実験準備費には、「模型・供試体等製作」「測量調査」「地質・土質調査」に区分される。

1-2 実験解析費

実験解析費とは、実験準備費にて製作・作成・調査・測定した成果品または、支給、貸与する資料を基に解析・検討等を行うための費用である。

第2節 実験準備費

2-1 実験準備（模型・供試体等製作）

実験準備費における模型・供試体等の製作のうち、標準歩掛を用いて積み上げによるものについては、各構成要素毎に積算を行う。

標準歩掛が無く、積み上げによることが困難な場合は、1式計上とする。

2-1-1 実験準備原価

実験準備費として計上する費目のうち、実験準備として直接計上する項目を計上する。

2-1-1-1 材料費

材料費は、模型製作、供試体製作等実験準備を行うために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数量

数量は、設計使用量を標準とする。また製作、運搬、貯蔵及び履行中の損失量を実状に即して加算できるものとする。

(2) 単価

単価は、原則として入札時における市場単価とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」等市場価格掲載書籍をいう。）等を参考とし、購入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

設計単価は、統一単価、物価資料掲載価格、見積りの優先順位で採用するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

また、業務の規模、工種、履行箇所及び履行条件等から下記によりがたい場合はこの限りではない。

1) 統一単価による場合

年度毎に通知される統一単価を用いる。

基本的に適用地区区分は無いが、適用地区区分が設定されている単価については、該当地区の単価を用いる。

2) 物価資料による場合

単価決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値（「建設物価」「積算資料」）を採用する。1書籍にしか掲載されていない単価は、この限りではない。

公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。積算に用いる場合は、聞き取り等の調査を行い、掛率を乗ずるものとする。

物価資料の類似品目の単価から類推可能（規格推移、過去の業務の実績等）であれば、類似品の価格を採用することが出来る。

3) 見積りによる場合

上記によりがたい場合は、見積を徴収し、採用することとする。

見積を徴収する場合は、以下によるものとする。

- ①見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量、及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、提出先は国立研究開発法人土木研究所(理事長)とする。
- ②見積りは、原則3社以上から徴収する。
特殊な材料で、複数社から徴収が困難な場合はこの限りでない。
- ③積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。
- ④採用値は、有効数字3桁とし、以下切り捨てを標準とする。

2-1-1-2 労務費

労務費は、模型製作、供試体製作等実験準備を行うために必要な労務の費用とし、公共工事設計労務単価（農林水産省・国土交通省）及び設計業務委託等技術者単価に掲載されている職種を基本とする。

(1) 員数

員数は、標準歩掛、見積りの優先順位で採用するものとする。

1) 標準歩掛による場合

実験解析業務等積算基準書、土木工事標準積算基準書等に掲載されている標準歩掛が適用できる工種については、これを用いる。

2) 見積りによる場合

上記によりがたい場合は、見積を徴収し、採用することとする。

見積を徴収する場合は、以下によるものとする。

- ①見積りを徴収する場合は、業務内容、納入場所、見積り有効期限等、適用基準等の条件を明確提示し、提出先は国立研究開発法人土木研究所(理事長)とする。
- ②見積りは、原則3社以上から徴収する。
特殊な内容で、複数社から徴収が困難な場合はこの限りでない。
- ③採用値は、小数点以下第1位（第2位を四捨五入）を標準とする。単価表として採用する場合等で、見積値の員数が小数点以下2位以下となる場合はこの限りでない。

(2) 労務単価

労務単価は、公共工事設計労務単価（農林水産省・国土交通省）及び設計業務委託等技術者単価に掲載されている労務単価とする。

2-1-1-3 直接経費

直接経費は、業務を履行するに直接必要とする経費とし、その算定は、次の(1)から(3)までによるものとする。

(1) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき支出する特許使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

(2) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、当該業務に必要な電力、電灯使用料及び用水使用料とする。

なお、国立研究開発法人土木研究所構内の施設を用いて業務を行う場合、設計図書等に特記しない限り水道光熱電力料は発注者負担とするため、基本的に計上しない。

(3) 機械経費

直接作業に必要な機器の損料又は使用料として、各業務の種別ごとに積算し計上する。

2-1-1-4 諸雑費及び端数処理

(1) 諸雑費

1) 諸雑費の定義

当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べ著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

2) 単価表

(イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

(ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合)

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

(2) 端数処理

単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第2位までとし、3位以下は切り捨てる。

また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円単位までとし、1円未満は切り捨てる。

(3) 注意事項

1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について

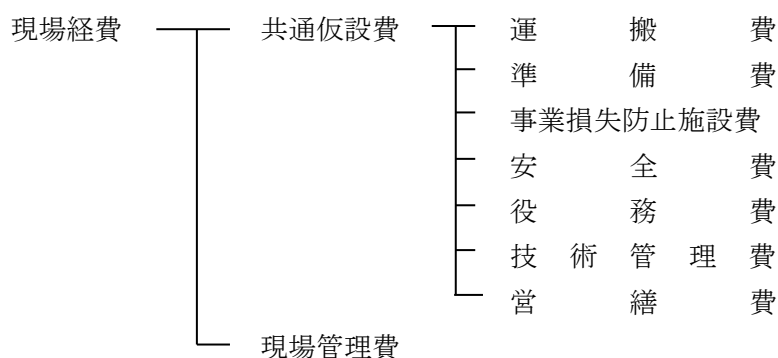
諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上とするものとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。

計上にあたっては、所定の諸雑費率の限度いっぱいとし、当該金額を超えない範囲で端数調整を行うものである。

諸雑費の計上又は端数処理を行うにあたり、有効数字4桁に調整を行うことが不相当と判断された場合は、この限りでない。

2-1-2 現場経費

現場経費の構成は下記のとおり



2-1-2-1 共通仮設費

(1) 総則

共通仮設費とは以下の区分によって構成される現場経費である。

- 1) 運搬費
- 2) 準備費
- 3) 事業損失防止施設費
- 4) 安全費
- 5) 役務費
- 6) 技術管理費
- 7) 営繕費

(2) 算定方法

1) 率計算による部分

下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額 (P) = 実験準備原価

ただし、下記に掲げる費用は対象額に含まない。

- a 実験準備原価において1式計上（諸経費等の間接費を含む）する購入品費
- b 上記aを支給する場合の支給品費

2) 積み上げ計算による部分

現場条件等を適確に把握することにより、必要額を適正に積み上げるものとする。

3) 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に明示するものとする。

4) 適用除外

この算定基準によることが困難又は不相当であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

5) 現場経費、一般管理費の項目別対象表

間接業務費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
項目	対象額	実験準備原価	実験準備原価＋ 共通仮設費＝ 純実験準備費	純業務費＋ 現場管理費＝ 実験準備価格
	購入品費	×	○	○
処分費等		処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路 使用料）の取り扱いは、2-1-2-2（3）参照		
支 給 品 費 等	購入品費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械評価額		○	○	×
現場発生品		×	×	×

○：対象とする ×：対象としない

- (注) 1) 共通仮設費対象額（実験準備原価）とは、直接業務費＋支給品費＋無償貸付機械評価額＋事業損失防止施設費である。
- 2) 購入品費とは、完成された製品（模型、供試体等含む）を購入し、加工等を行わない製品で、諸経費等の間接費を含む製品の費用である。
- 3) 無償貸付機械評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械損料額から当該機械の設計に計上されて額を控除した額をいう。
- 4) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。
- 5) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費と同じ扱いとする。

(3) 共通仮設費の率分

1) 共通仮設費の率分の積算

共通仮設費の率分の算定は、別表第1表に従って対象額を基に求めた共通仮設費を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

2) 共通仮設費（率分）の計算

$$\text{共通仮設費（率分）} = \text{対象額（P）} \times \text{共通仮設費率（Kr）}$$

ただし、共通仮設費率は次表による。

別表 1：共通仮設費率標準値

対象額	600 万円以下	600 万円を超えるもの	
適用区分	下記の率とする	共通仮設費率の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	
工種区分		A	b
実験解析業務	12.53	238.6	-0.1888

共通仮設費率算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし K_r ：共通仮設費率（％）

P：対象額（円）

A、b：変数値

（注） K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

（4）運搬費

① 運搬費の積算

運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 建設機械器具の運搬等に要する費用

(イ) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

(ロ) 仮設材（鋼矢板、H型鋼、覆工板等）の運搬

(ハ) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

(ニ) 質量20t未満の建設機械及び機材等の搬入、搬出並びに現場内小運搬

ただし、支給品及び現場発生品については、20t未満であっても積み上げ積算し、実験準備費に計上するものとする。

(ホ) 建設機械の自走による運搬

(ヘ) 建設機械等の日々回送に要する費用

(ト) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬

② 積算方法

1) 共通仮設費に計上される運搬費

(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費

a. 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬

b. 器材等（型枠材、支保材、足場、敷鉄板等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬

c. 建設機械の自走による運搬（トラッククレーンラチスジブ型25t吊及び油圧伸縮ジブ型80t以上は、積み上げるものとする。）

d. 建設機械等の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用

e. 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬

ただし、特殊な現場条件等により分解、組立及び輸送に要する費用

f. 上記①、1), (ハ)の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）

・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t）の分解・組立及び輸送に要する費用

(ロ) 積み上げ項目による運搬費

- a. 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- b. 仮設材（鋼矢板、H型鋼、覆工板等）の運搬
- c. 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用
ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t）は除く
- d. 賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型80t吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型35t吊以上）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料

2) 実験準備原価に計上される運搬費

- a. 工場製作品の運搬費
- b. 支給品及び現場発生品の構外運搬

③ 積み上げによる運搬費

積み上げによる運搬費の積算は見積によるものとする。

(5) 準備費

① 準備費の積算

準備費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 準備及び後片付けに要する費用（共通仮設費率含まれる）

- イ 着手時の準備費用
- ロ 履行期間中における準備、後片付け費用
- ハ 完成時の後片付け費用

2) 調査・測量、丁張等に要する費用

- イ 業務着工前の基準測量等の費用
- ロ 縦、横断図面の照査等の費用
- ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用
- ニ 丁張の設置等の費用

3) 準備作業に伴う、伐開、除根、除草による現場内の集積・積み込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用

4) 1)から3)に掲げるもののほか、業務履行上必要な準備作業。ただし、伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等を構外に搬出する運搬及び処分に要する費用については、準備費の中で計上する。

5) 準備作業に伴い発生する交通誘導員の費用については、安全費に積み上げ計上する。

② 積算方法

準備費として積算で共通仮設費率に含まれる部分は、上記①の1), 2), 3)とする。積み上げによる準備費の積算は見積によるものとする。

(6) 事業損失防止施設費

① 事業損失防止施設費の積算

事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 業務履行に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用
- 2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

② 積算方法

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積み上げするものとする。

事業損失防止施設費の積算は見積によるものとする。

(7) 安全費

① 安全費の積算

安全費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 交通管理に要する費用
- 2) 安全施設等に要する費用
- 3) 安全管理等に要する費用
- 4) 1)～3)に掲げるもののほか、業務履行上必要な安全対策等に要する費用

② 積算方法

安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。

- 1) 業務地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- 2) 不稼働日の保全要員等の費用
- 3) 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- 4) 夜間業務その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な業務は除く）
- 5) 河川、海岸業務における救命艇に要する費用
- 6) 酸素欠乏症の予防に要する費用
- 7) 粉塵作業の予防に要する費用
- 8) 安全用品等の費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）
- 9) 安全委員会等に要する費用

上記以外で積み上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

- 1) 交通誘導員及び機械の誘導員の交通管理に要する費用
 - 2) 履行場所における出入り口等に配置する完全管理等に要する費用
 - 3) 高圧作業の予防に要する費用
 - 4) その他、現場条件等により積み上げを要する費用
- 積み上げによる安全費の積算は見積によるものとする。

(8) 役務費

① 役務費の積算

役務費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 土地の借上げ等に要する費用
- 2) 電力、用水等の基本料
- 3) 電力設備用業務負担金

② 積算方法

役務費の積算は、現場条件を適確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

1) 借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

$$(イ) \text{ 宅地・宅地見込及び農地} \quad A = B \times 0.06 \div 12$$

$$(ロ) \text{ 林地及びその他の土地} \quad A = B \times 0.05 \div 12$$

$$A : \text{借地単価 (円/㎡/月)} \quad B : \text{土地価格 (円/㎡)}$$

※上記算定式は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第25条、同運用に係わる場合に適用する。

2) 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々の電力会社の「電気供給規程」により積算する。

3) 電力設備用業務負担金

電力設備用業務負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時業務費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、業務負担金を総称するものである。

業務負担金は、使用する設備容量、電力供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

上記によりがたい場合は、見積によるものとする。

(9) 技術管理費

① 技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 品質管理のための試験等に要する費用
- 2) 出来形管理のための測量等に要する費用
- 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

※ 1)及び2)について、業務内容（目的）としての試験、測量等に要する費用は、実験解析費で計上する。

② 積算方法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)のうち下記項目とする。

- 1) 品質管理基準に掲載されている項目に要する費用
- 2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用

- 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- 4) 品質記録保存に要する費用
- 5) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
- 6) コンクリートの単位水準測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用
- 7) 塗装膜厚工程管理に要する費用
- 8) 溶接試験における放射線透過試験に要する費用
- 9) 履行管理で使用するOA機器の費用
- 10) 品質証明に係わる費用（品質証明費）

上記以外で積み上げる項目は、次の各項に要する費用とする。

- 1) 実験準備として特殊な品質管理に要する費用
- 2) 現場条件等により積み上げを要する費用
- 3) その他、前記1), 2)に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

積み上げによる技術管理費の積算は、各積算基準及び公表価格及び見積によるものとする。

(10) 営繕費

① 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去・維持・修繕）に要する費用
- 2) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去・維持・修繕）に要する費用
- 3) 倉庫及び材料保管場所の営繕（設置・撤去・維持・修繕）に要する費用
- 4) 上記1), 2), 3)に係わる土地・建物の借上げに要する費用
- 5) 1)～4)に掲げるもののほか業務履行上必要な営繕等に要する費用

② 積算方法

営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の項目とする。

積み上げによる営繕費の積算は、見積によるものとする。

2-1-2-2 現場管理費

(1) 現場管理費の項目及び内容

1) 作業管理費

現場作業員に係る次の費用とする。

- (イ) 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- (ロ) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- (ハ) 直接業務費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- (ニ) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (ホ) 労働保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用

2) 安全訓練等に要する費用

現場作業員の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

3) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

- 4) 保険料
自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）業務保険、組立保険、法定外の労務保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料
- 5) 従業員給料手当
現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与
ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員の報酬及び運転者、世話役等で純業務費に含まれる現場従業員の給料等は除く。
- 6) 退職金
現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
- 7) 法定福利費
現場従業員及び現場作業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
- 8) 福利厚生費
現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用
- 9) 事務用品費
事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
- 10) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- 11) 交際費
現場への来客等の対応に要する費用
- 12) 補償費
業務履行に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費
ただし、臨時にして巨額なものは除く。
- 13) 外注経費
業務履行を専門業務業者等に外注する場合に必要な経費
- 14) 雑費
1) ～13) までの属さない諸費用

(2) 現場管理費の算定

現場管理費は別表2に従って求めた、現場管理費率を純実験準備費に乗じて得た額の範囲とする。

(3) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む業務の積算は、当該処分費等を直接業務費に計上し、間接業務費等の積算は、次表のとおりとする。

- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	全額を率計算の対象とする	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。 ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1. 上表の処分費は、準備費に含まれる処分費を含む。
 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
 2. 上記の表により難しい場合は別途考慮するものとする。

別表2：現場管理费率標準値

対象額	700万円以下	700万円を超えるもの	
適用区分	下記の率とする	現場管理费率の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	
工種区分		A	b
実験解析業務	44.05	1,118.2	-0.2052

現場管理费率算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

ただし、 J_o ：現場管理费率（%）

N_p ：純実験準備費（円）

A, b：変数値

- (注) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2-1-2-3 現場発生品及び支給品運搬

(1) 適用範囲

実験解析業務にて用い、不要となった又は、仮置きを行う模型、供試体の運搬作業に適用する。

(2) 積算方法

現場発生品及び支給品運搬に関する設計書の計上は、直接経費として実験準備原価にて計上する。

現場発生品及び支給品運搬のうち、運搬用の機械類を要しない軽微な作業については、共通仮設费率に含まれるものとする。

運搬用の機械類を計上する場合、クレーン、トラック等必要な機械類を積み上げるものとする。

計上については、市場単価及び見積によるものとする。

2-1-3 一般管理費等

(1) 一般管理費等の項目及び内容 1

- 1) 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬
- 2) 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- 3) 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- 4) 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料、及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- 5) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被覆、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
- 6) 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- 7) 事務用品
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- 8) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- 9) 動力、用水光熱費
電力、水道、ガス、薪炭等の費用
- 10) 調査研究費
技術研究、開発等の費用
- 11) 広告宣伝費
広告、公示、宣伝に要する費用
- 12) 交際費
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
- 13) 寄付金
- 14) 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- 15) 減価償却費
建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- 16) 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のために特別に支出した費用の償却額
- 17) 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- 18) 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他も公課
- 19) 保険料
火災保険その他の損害保険料
- 20) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- 21) 雑費
電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

(2) 一般管理費等の項目及び内容 2

- 1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- 2) 株主配当金
- 3) 役員賞与金
- 4) 内部保留金
- 5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

(3) 一般管理費等の算定

一般管理費等は、(1)及び(2)の額の合計額とし、別表3で求めた一般管理費等率を実験準備価格に乗じて得た額の範囲内とする。

(4) 一般管理費等の補正

実験解析業務についての一般管理費等の補正は原則として行わない。

実験準備費として計上する内容について、一般土木工事的要素が多く、補正を行う場合は、土木工事標準積算基準書による。

別表3：一般管理費等率標準値

実験準備価格	500万円以下	500万円を超えるもの
一般管理費等率	25.13	一般管理費等率算定式により算出された率

一般管理費等率算定式

$$G_p = -5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343 \quad (\%)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率 (%)

C_p ：実験準備価格 (円)

(注) G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2-1-4 端数処理

(1) 現場経費における端数処理

- 1) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- 2) 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

(2) 一般管理費等における端数処理

- 1) 一般管理費等の計上金額は、実験準備費が万円単位になるよう、算定した一般管理費等から端数金額を減ずるものとする。

2-2 実験準備（測量業務）

2-2-1 実験準備費（測量業務）

実験準備費（測量業務）は、一般的な測量作業、水質計測等に要する費用である。

2-2-1-1 直接測量費

直接測量費は、次の各項目について計上する。

(1) 人件費

1) 直接人件費

測量作業、水質計測等に従事する技術者の人件費である。

2) 賃金

賃金は、測量作業、水質計測等を実施するのに要する労務の費用である。

(2) 材料費

材料費は、測量作業、水質計測等を実施するのに要する材料の費用である。

(3) 機械経費

機械経費は、当該測量作業に使用する機械に要する費用である。

その算定は、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める測量機械損料等算定表又は見積りによる。

(4) 測量・計測費

測量・計測費は、測量作業、水質計測等を実施するのに要する費用で、労務費、材料費、機械経費等を含めた複合費ある。

(5) 直接経費

1) 旅費交通費

測量作業、水質計測等及び打合せ協議に従事する人件費に係る旅費・交通費である。

その算定は、公共交通機関、ライトバン損料での計上を基本とする。

航空運賃、船舶運賃、宿泊費等を伴う場合には、計上した人工を基に積み上げることとするが、積み上げによる計上が困難な場合には、見積りによるものとする。

2) 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、当該業務における電子成果品の作成費用であり、国土交通省制定「測量成果電子納品要領(案)」に基づく電子成果品を作成するときに計上するものである。上記要領に基づかない電子媒体を納品させる場合は、当該媒体の費用を印刷製本費に計上する。

複合積算体系を用いる際、当該業務単独での報告書等を作成する必要性が無い場合、実験解析にて計上する電子成果品作成費とする。

3) 印刷製本費

印刷製本費は、当該業務における書面による報告書等の作成費用である。

複合積算体系を用いる際、当該業務単独での報告書等を作成する必要性が無い場合、実験解析にて計上する印刷製本費とする。

4) 安全費

安全費は測量作業における安全対策に要する費用である。

5) その他

測量作業、水質計測等を実施するのに要し、上記に該当しない費用を計上する。

(6) 技術管理費

1) 精度管理費

精度管理費は、当該測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。

2) 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。

また、成果検定費は諸経费率算定の対象額としない。

2-2-1-2 諸経費

諸経費は、間接測量費、一般管理費等からなる。

(1) 間接測量費

間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。

(2) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

1) 一般管理費

一般管理費は当該測量作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該測量作業を実施する企業を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

2-2-2 実験準備費（測量業務）の積算

実験準備費（測量業務）の積算のうち、率計上を行う各項の算出は、以下のとおりとする。

2-2-2-1 電子成果品作成費

電子成果品作成費の算定は次式により算出するものとする。

ただし、これに依りがたい場合は、別途計上する。

$$\text{電子成果品作成費（千円）} = 2.3 \times X^{0.44}$$

X = 直接人件費（千円）※小数点以下切り捨て

上限：170 千円、下限：10 千円 とする。

算出した電子成果品作成費は、千円未満を切り捨てて計上する。

2-2-2-2 諸経費

諸経費の算定は別表4又は別表5により直接測量費（成果検定費を除く）毎に求められた諸経費率を、直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。

諸経費は、実験準備費（測量）が万円単位になるよう、算定した諸経費から端数金額を減ずるものとする。

別表4：諸経費率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	測量業務諸経費算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	95.8%	288.50	-0.084	61.4%

測量業務諸経費算出式

$$z = A \times X^b$$

z：諸経費率（単位：％）

X：直接測量費（単位：円）（成果検定費を除く）

A、b：変数値

(注) 諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

2-3 実験準備（地質・土質調査業務）

2-3-1 実験準備費（地質・土質調査）

実験準備費（地質・土質調査）は、一般的な地質・土質調査及び材料試験等に要する費用である。

2-3-1-1 直接調査費

直接調査費は、次の項目について計上する。

(1) 人件費

1) 直接人件費

地質・土質調査及び材料試験等に従事する技術者の人件費である。

2) 賃金

賃金は、地質・土質調査及び材料試験等を実施するのに要する労務の費用である。

(2) 材料費

材料費は、地質・土質調査及び材料試験等を実施するのに要する材料の費用である。

(3) 機械経費

機械経費は、当該地質・土質調査及び材料試験等に使用する機械に要する費用である。

その算定は、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める地質調査業務における施工単価等の特別調査結果、書籍掲載価格又は見積りによる。

(4) 調査・試験費

調査・試験費は、地質・土質調査及び材料試験等を実施するのに要する費用で、労務費、材料費、機械経費等を含めた複合費である。

(5) 直接経費

1) 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、当該業務における電子成果品の作成費用であり、国土交通省制定「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」に基づく電子成果品を作成するときに計上するものである。上記要領に基づかない電子媒体を納品させる場合は、当該媒体の費用を印刷製本費に計上する。

複合積算体系を用いる際、当該業務単独での報告書等を作成する必要性が無い場合、実験解析にて計上する電子成果品作成費とする。

2) 印刷製本費

印刷製本費は、当該業務における書面による報告書等の作成費用である。

複合積算体系を用いる際、当該業務単独での報告書等を作成する必要性が無い場合、実験解析にて計上する印刷製本費とする。

3) その他

地質・土質調査及び材料試験等を実施するのに要し、上記に該当しない費用を計上する。

2-3-1-2 間接調査費

間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次の項目について計上する。

(1) 運搬費

機械器具の運搬は、機械器具および資機材運搬、乱さない試料やコアの運搬、現場内小運搬及び作業員の輸送に要する費用を計上する。

(2) 準備費

準備及び跡片付け作業（伐開除根、測量、各種許可・申請手続き等）搬入路伐採等に要する費用を計上する。

(3) 仮設費

ボーリングの櫓、足場設備、揚水設備場および足場の設置撤去、機械の分解解体、給水設備、仮道、仮橋等の設備に要する費用とし必要な額を計上する

- (4) 安全費
現場の一般交通に対する交通処理、掲示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用を計上する。
- (5) 借地料
特に借上げを必要とする場合等に要する費用を計上する。ただし営繕費対象の敷地については借地料を計上しない。
- (6) 旅費交通費
地質・土質調査、材料試験等及び打合せ協議に従事する人件費に係る旅費・交通費である。
その算定は、公共交通機関、ライトバン損料での計上を基本とする。
航空運賃、船舶運賃、宿泊費等を伴う場合には、計上した人工を基に積み上げることとするが、積み上げによる計上が困難な場合には、見積りによるものとする。
- (7) 施工管理費
出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。
- (8) 営繕費
大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。
- (9) その他
伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。

2-3-1-3 諸経費

諸経費は、業務管理費、一般管理費等からなる。

- (1) 業務管理費
業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。
なお業務管理費は、諸経费率算定の対象としない。
- (2) 一般管理費等
一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。
 - 1) 一般管理費
一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。
 - 2) 付加利益
付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

2-3-2 実験準備費（地質・土質調査）の積算

実験準備費（地質・土質調査）の積算のうち、率計上を行う各項の算出は、以下のとおりとする。

2-3-2-1 電子成果品作成費

電子成果品作成費の算定は次式により算出するものとする。
ただし、これに依りがたい場合は、別途計上する。

$$\text{電子成果品作成費（千円）} = 4.7 \times 0.38$$

x : 直接調査費（千円）（電子成果品作成費を除く）

ただし、上限：26万円 とする。

（注） 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接調査費を千円単位（少数以下切り捨て）で代入する。

2. 算出した電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てて計上する。

2-3-2-2 施工管理費

施工管理費の算定は次式により算出するものとする。

$$\text{施工管理費（千円）} = \text{直接調査費（円）} \times 0.007$$

2-3-2-3 諸経費

諸経費の算定は別表6又は別表7により対象額（直接調査費＋間接調査費）毎に求められた諸経費率を、対象額（直接調査費＋間接調査費）に乗じて得た額とする。

諸経費は、実験準備費（地質・土質調査）が万円単位になるよう、算定した諸経費から端数金額を減ずるものとする。

別表6：諸経費率標準値

対 象 額 (直接調査費＋間接調査費)	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	地質・土質業務諸経費算出式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.092	60.6%

地質・土質業務諸経費算出式

$$z = A \times X^b$$

z : 諸経費率（単位：％）

X : 対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費）

A、b : 変数値

（注） 諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

第3節 実験解析費

3-1 実験解析費

実験解析費は、実験準備にて製作した供試体を用いるまたは、実験準備にて得られた計測、調査結果を基に、解析、検討、設計等に要する費用である。

3-1-1 直接原価

直接原価は、次の各項目について計上する。

(1) 直接人件費

直接人件費は、実験解析業務に従事する技術者の人件費とする。

(2) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の a から g までに掲げるものとする。

a 旅費交通費

実験解析、調査等及び打合せ協議に従事する人件費に係る旅費・交通費である。

その算定は、公共交通機関、ライトバン損料での計上を基本とする。

航空運賃、船舶運賃、宿泊費等を伴う場合には、計上した人工を基に積み上げるごととするが、積み上げによる計上が困難な場合には、見積りによるものとする。

b 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、当該業務における電子成果品の作成費用であり、国土交通省制定「土木設計業務等の電子納品要領(案)」に基づく電子成果品を作成するときに計上するものである。上記要領に基づかない電子媒体を納品させる場合は、当該媒体の費用を印刷製本費に計上する。

複合積算体系を用いる際、当該業務単独での報告書等を作成する必要性が無い場合、実験解析にて計上する電子成果品作成費とする。

c 印刷製本費

印刷製本費は、当該業務における書面による報告書等の作成費用である。

複合積算体系を用いる際、実験準備分単独での報告書等を作成する必要がある場合、実験準備費においても印刷製本費を計上する。

d 電子計算機使用料

実験解析を実施する際に、電子計算機等を用いる場合に要する費用である。

e 機械器具損料

実験解析を実施する際に用いる機械器具損料の費用である。

f 特許使用料

実験解析を実施する際に用いる特許使用料等の費用である。

g その他

実験解析を実施するのに要し、上記に該当しない費用を計上する。

これ以外の経費については、その他原価として計上する。なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費業務実績の登録等に要する費用はその他原価に含まれる。

3-1-2 間接原価

間接原価当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とし、「その他原価」として計上する。

3-1-3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

3-2 実験解析費の積算

実験解析費の積算のうち、率計上を行う各項の算出は、以下のとおりとする。

3-2-1 旅費交通費

業務打合せをすべて対面により実施する場合の計上方法は下記による。

詳細は、各年度の「旅費交通費」による。

○旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）

$$\text{旅費交通費} = \text{直接人件費} \times 0.63\%$$

上限:244千円とする。

○旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

$$\text{旅費交通費} = \text{直接人件費} \times 1.33\%$$

上限:307千円とする。

○率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算

1) 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）

2) 宿泊手当

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）

3-2-2 電子成果品作成費

電子成果品作成費の算定は次式により算出するものとする。

ただし、これに依りがたい場合は、別途計上する。

$$\text{電子成果品作成費（千円）} = 5.1 \times X^{0.38}$$

X = 直接人件費（千円）※小数点以下切り捨て

上限：250 千円、下限：20 千円 とする。

算出した電子成果品作成費は、千円未満を切り捨てて計上する。

3-2-3 その他原価

その他原価の算定は次式により算出するものとする。

$$\begin{aligned}\text{その他原価} &= \text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha) \quad \alpha = 35\% \\ &= \text{直接人件費} \times 0.5385\end{aligned}$$

算出したその他原価は、1 円未満を切り捨てて計上する。

3-2-4 一般管理費等

一般管理費等の算定は次式により算出するものとする。

$$\begin{aligned}\text{一般管理費等} &= \text{業務原価} \times \beta / (1 - \beta) \quad \beta = 35\% \\ &= \text{業務原価} \times 0.5385\end{aligned}$$

算出した一般管理費等は、実験解析費が万円単位になるよう、算定した一般管理費等から端数金額を減ずるものとする。

第4節 消費税相当額

消費税相当額の積算は次のとおりとする。

消費税相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第5節 打合せ協議標準歩掛

打合せ協議における標準歩掛は以下のとおりとする。

- ・ 打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含まれるものとする。
- ・ 中間打合せの回数は必要回数を計上する。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。
- ・ 複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。
- ・ 業務打合せにWeb会議を活用した場合は各年度の「旅費交通費 II. 積上げによる業務の旅費交通費について」を参照されたい。

なお、以下の場合においてはこの限りでない。

- ① 設計図書に打合せ協議に要する時間等を明記した場合。
- ② 役務的要素が主となる業務の場合。
- ③ 一般的な試験、調査、計測が主となる業務の場合。

5 - 1 実験準備（測量業務）

職種 区分	測量主任技師	測量技師	測量技師補	備考
業務着手時	0.5	0.5		（対面）
中間打合せ	0.5		0.5	1 回当り（対面）
業務完了時	0.5	0.5		（対面）

5 - 2 実験準備（地質・土質調査業務）

職種 区分	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員	備考
業務着手時	0.5	0.5		（対面）
中間打合せ	0.5		0.5	1 回当り（対面）
業務完了時	0.5	0.5		（対面）

5 - 3 実験解析

職種 区分	主任技師	技師 A	技師 B	備考
業務着手時	0.5	0.5	0.5	（対面）
中間打合せ	0.5	0.5	0.5	1 回当り（対面）
業務完了時	0.5	0.5	0.5	（対面）